

「独立行政法人自動車技術総合機構会計規程」

第40条 契約は、すべて競争に付きなければならない。ただし、次の各号の一に該当するときは、随意契約によることができる。

(1)～(3) 略

(4) 契約に係る予定価格が少額であるとき

(5) 略

2 略